

いばらき子ども読書活動推進計画 (第二次推進計画)



平成22年1月

茨城県教育委員会

- 目 次 -

第1章 本計画の改定にあたって -----	1
1 改定の目的 -----	1
2 第一次推進計画に基づいた取組のおもな成果と課題 -----	2
第2章 基本の方針等 -----	9
1 基本の方針 -----	9
2 重点的に取り組む事項 -----	9
3 計画期間 -----	9
第3章 子どもの読書活動の推進の方策 -----	10
1 家庭における子どもの読書活動の推進 -----	10
2 地域における子どもの読書活動の推進 -----	11
3 学校等における子どもの読書活動の推進 -----	14
4 図書館間協力等の推進 -----	16
5 啓発・広報等の推進 -----	17
6 数値目標の設定 -----	17
第4章 方策の効果的な推進に必要な事項 -----	18
1 推進体制等 -----	18
2 推進計画の進行管理 -----	18
3 財政上の措置 -----	18
< 参考資料 >	
1 参考データ -----	20
2 いばらき子ども読書活動推進会議設置要項 -----	21
3 茨城県内「子ども読書活動推進計画」策定状況 -----	22
4 全国における「市町村子ども読書活動推進計画」策定状況 -----	23
5 施設一覧	
(1)公立図書館一覧 -----	25
(2)公民館図書室一覧 -----	26
(3)児童館一覧 -----	27
6 市町村におけるブックスタート事業実施状況 -----	28
7 子どもの読書活動の推進に関する法律 -----	29
8 文字・活字文化振興法 -----	32
9 国民読書年に関する決議 -----	35
10 学校図書館法 -----	37
11 学校図書館図書標準 -----	39
12 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(抜粋) -----	41

第1章 本計画の改定にあたって

1 改定の目的

今日、子どもを取り巻く社会環境は急速に変化しています。特に情報化の進展はめざましく、インターネットが急速に普及し、大量の情報を瞬時に入手できるようになり、様々な情報が氾濫する中、子どもの文字・活字離れ、読書離れが懸念されています。

読書活動は新しい知識や情報を与えてくれるだけでなく、新鮮な感動を呼び起こしてくれます。また、読書によって培われる国語力や読解力は、あらゆる教科の基礎学力として必要不可欠なものであると言われています。さらには、郷土を愛し、輝く先人の残した知恵や知識を継承し、未来へ引き継ぐとともに、新しい文化を創出する上で大きな役割を果たすものもあります。

国におきましては、平成13年12月に、子どもの読書活動に関する基本理念を定めた「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、平成14年8月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「国第一次基本計画」という。）が策定されました。

その後、子どもの読書活動を取り巻く法体制の整備等が進み、平成17年7月に「文字・活字文化振興法」の成立、平成18年12月には教育基本法の改正、平成19年6月の学校教育法等教育関連三法の改正、平成20年6月には社会教育法及び図書館法等が改正されました。さらに、平成20年6月の国会においては、平成22年を「国民読書年」と定め、国民の読書への機運を高めるために「政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が決議されました。

本県におきましては、国の計画等を踏まえ、平成16年3月に「いばらき子ども読書活動推進計画」（以下「第一次推進計画」という。）を策定し、

- ①子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- ②家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進
- ③子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

を基本方針として、県立図書館及び市町村立図書館の機能を生かした全県にわたる読書環境の整備や、県内で活発に読み聞かせ活動に取り組んでいるボランティア団体等と連携した県民参加の読書活動の推進等により、子どもの読書活動を推進してまいりました。

そして、国第一次基本計画が平成20年3月に改定されたことを受け、本県のこれまでの5年間の成果や課題、子どもたちを取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、第一次推進計画を改定し、より一層読書活動の推進に努めてまいります。

2 第一次推進計画に基づいた取組のおもな成果と課題

(1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

(ア) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

<成 索>

① 家庭における子どもの読書活動の推進

親や子どもに関わる大人に対して、子育てにおける読書の重要性を伝える啓発活動に努めました。

- ・「家庭教育手帳」（文部科学省）等の啓発資料の配布
- ・ブックスタート運動の普及
- ・地域と連携した子育て実践講座の開設
- ・優良図書の推奨（小・中・高校生及び勤労青少年向け）

※ ブックスタート運動

乳幼児検診に参加したすべての乳幼児と保護者に、乳幼児向け絵本の入ったブックスタート・パックを説明の言葉とともに手渡し、乳幼児と本の時間の楽しさを分かち合うことを応援する運動

※ 優良図書

県知事公室女性青少年課が、図書館司書、読書団体、出版社等から申し出のあった図書の中から「茨城県青少年のための環境整備条例」の規定に基づいて推奨した図書

② 図書館における子どもの読書活動の推進

県立図書館では、広域的立場から子どもの読書活動を推進するとともに、市町村立図書館の行う子どもの読書活動を推進する事業を積極的に支援しました。

- ・子どもの読書活動の情報提供と相談窓口の設置
- ・インターネット版「みんなにすすめたい一冊の本」運動
- ・子ども読書フェスティバル等の啓発事業の実施
- ・図書館未設置市町村を中心とした図書の協力貸出
- ・読み聞かせ活動の推進とボランティアの育成

③ 公民館における子どもの読書活動の推進

図書館未設置市町村での公民館図書室の蔵書の充実と県立図書館との連携強化を推進しました。（本県図書館設置率 84.1%（H21.5.1現在））

- ・県立図書館の公民館への図書の協力貸出
- ・県立図書館と公民館図書室とのネットワーク
- ・読み聞かせ活動の推進

④ 児童館における子どもの読書活動の推進

児童館の図書室の資料の充実やボランティア等による読み聞かせ活動等の推進を促しました。

- ・児童館と図書館との連携事業
- ・児童図書の一括長期貸出
- ・読み聞かせ活動の推進

⑤ 民間団体の活動に対する支援

広域的に活動する読書推進団体との連携を推進しました。

- ・民間団体への活動の場の提供
- ・民間団体が行う読書感想文等の募集事業などへの支援
- ・子ども文庫等への図書の団体貸出
- ・「子どもゆめ基金」の周知と活用（子どもの読書活動の振興を図る活動等に対する助成）

※ 子どもゆめ基金

国と民間が協力して子どもの体験・読書活動などを応援し、子どもの健全育成の手助けをする基金

<課題>

- 家庭における読書習慣が子どもの生活の中に根付くよう、親の意識を高める必要がある。
- 公立図書館や公民館図書室においては、専任職員の配置や子ども向け図書資料の収集・提供、おはなし会の開催、民間団体やボランティアとの連携・協力などの取組をさらに充実する必要がある。
- 児童館の担当職員の研修の充実、保護者・ボランティアとの連携による活動のさらなる推進が必要である。
- 読書推進団体は、活動の場及び情報共有の場としての公共図書館や学校とのネットワークを望んでおり、研修の機会の充実に向けて、市町村教育委員会の支援が必要である。
- 民間団体やボランティアの自主的な活動を尊重しながら、ネットワークづくりを図り、相互交流や情報交換の機会の提供等を通じて、一層の活性化を図る必要がある。

※ 公立図書館

都道府県及び市町村（東京都特別区を含む）、その他の地方公共団体が設立し、公費で運営する方式を採用する図書館

※ 公共図書館

不特定多数の一般公衆の利用に供することを目的として設立、運営される図書館（開かれた私立図書館も含む。）

(イ) 学校等における子どもの読書活動の推進

<成果>

① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

「朝の読書」、「読み聞かせ」の一層の普及、「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」の推進、さらには、教職員の指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努めました。

- ・「みんなにすすめたい一冊の本」（図書の紹介本）の配布と活用
- ・全校一斉の読書など、特色ある取組の紹介
- ・司書教諭等を対象に、教育活動の充実を目指す研修

② 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもたちの学校の内外での自主的・主体的な読書活動を促す環境整備、参考事例の紹介・普及、地域が一体となった子どもの読書活動の一層の推進を図りました。

- ・学校単位の保護者を対象としたPTAの読書活動の奨励
- ・県立図書館及び市町村立図書館による図書館学習の積極的な受け入れ
- ・保護者やボランティアの協力による読み聞かせ活動の推進

③ 学校関係者の意識高揚

学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図りました。

- ・啓発資料の作成と配布
- ・学校図書館活動に関する研究の奨励

・各種研修会への参加（図書館特得講座、読み聞かせ研修講座等）
※ 図書館特得講座
　図書館利用者向けの研修で、図書館を使いこなすために必要なことを基礎から学べる講座

④ 障害のある子どもの読書活動の推進

特別支援学校における障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等を推進しました。

- ・優れた実践事例の紹介
- ・視覚障害教育情報ネットワークの活用（更新）
- ・公共図書館の録音図書などの活用
- ・県特別支援学校教育研究会との連携

⑤ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行い、教職員及び保育士の理解の促進に努めました。

- ・絵本の読み聞かせ活動の推進
- ・異年齢交流の奨励
- ・未就園児を対象に行う読み聞かせ活動等の奨励

<課題>

- 各学校における読書活動への教職員の意識の高揚や、指導力の向上を図る必要がある。
- 校長のリーダーシップの下、司書教諭を中心として、学校全体で組織的に読書活動の推進に取り組む必要がある。
- 特別支援学校等では、障害の種類や程度に応じ、豊かな読書活動を体験できる視聴覚機器を活用した教育活動を工夫する必要がある。
- 幼児期に絵本や図鑑等に積極的に関われるよう、計画的な環境の整備が必要である。
また、保護者に対しても子どもが絵本などに親しめる工夫、絵本の読み聞かせや絵本選定などへの助言、支援が必要である。

(2) 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

(ア) 地域における子どもの読書環境の整備

<成績>

① 図書館未設置市町村への設置促進を働きかけ、県内公共図書館、学校図書館等との連携・協力を推進しました。

・茨城県図書館情報ネットワークの整備と充実

※ 茨城県図書館情報ネットワーク

平成14年3月1日に策定された「茨城ＩＴ戦略推進アクションプラン」において、県民の豊かな暮らしを創出するために実施する事業として具体的に位置づけられ、「資料検索システム」、「相互貸借システム」、「司書支援システム」から構成されている。

<課題>

- 図書館未設置市町村には、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、図書館の設置を促進するとともに、図書館の設置市町村に対しては、住民の広域利用、図書館の利用圏などを十分に考慮し、必要に応じた分館等の設置など、当該市町村の全域旅游サービス網を整備するよう促す必要がある。

(イ) 公立図書館の整備・充実

<成績>

① 図書資料の整備

図書資料として、特に、児童資料については 市町村立図書館等での選書の参考となる資料や児童図書研究資料の充実に努めるとともに、市町村立図書館に対しては、計画的な資料整備を促しました。

- ・外国の代表的な児童図書（外国语資料）の収集
- ・県立図書館と市町村立図書館の資料整備に係る連携

② 設備等の整備・充実

資料の迅速な検索と相互貸借、迅速的確なレファレンスできるよう、インターネットを活用した茨城県図書館情報ネットワークを整備しました。

- ・茨城県図書館情報ネットワークの整備と全図書館への参加促進
- ・県内公共図書館間の相互貸借物流システムの整備

③ 司書等職員の研修等の充実

県図書館協会と協力して、「子ども」や「児童資料」に精通し、かつ、市町村立図書館の相談・支援にも的確に対応のできる高い資質を持った司書等職員の養成・研修に努めました。

- ・初任者研修、児童サービス研修等の実施
- ・司書資格取得率の向上
- ・各種研究集会への派遣

④ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障害のある子どもたちが本との出会いが得られるように努めました。

- ・特別支援学校の児童生徒受け入れ
- ・職場体験学習の受け入れ
- ・録音図書の作成及び朗読ボランティアの育成

<課題>

- 県内の公立図書館の児童書の合計は約590万冊で、平成19年度は、約457万冊の貸出があった。しかしながら、近年、図書資料購入費の削減が続き、新刊図書等の収集が十分とは言えない状況にある。特に、子どもの本は利用が多く消耗が激しいため、図書の扱い方を指導するとともに、図書の修理をしながら大切に利用する必要がある。
また、蔵書の更新が必要であり、地域住民にとって身近な市町村立図書館の図書等資料の整備充実が必要であり、豊富で多様な図書等資料の計画的な整備が求められる。
- 平成16年度から稼働した「茨城県図書館情報ネットワークシステム」を、より効率的なシステムとして、県立図書館と市町村立図書館の連携を深めていくため、図書館情報ネットワークシステムの更新が必要である。
- 市町村立図書館や公民館図書室の職員の研修受け入れを推進する必要がある。
- 図書館職員は、児童図書をはじめとする図書館資料の選定、収集、提供、利用者に対する読書相談、子ども読書活動に対する指導など、専門的知識・技術を持った職員として、適切な配置や養成を図っていく必要がある。
- 地域に住む一人ひとりの子どもが読書を楽しめるように、録音図書の制作、郵便貸出など多様な図書館サービスや、また、障害のある子どもの読書活動を支援するため、施設面での配慮、さわる絵本や布の絵本、拡大写本等の資料の整備・充実を図るとともに、病院や福祉施設・特別支援学校等と連携強化が必要である。

(ウ) 学校図書館等の整備・充実

<成果>

- ① 学校図書館の図書資料、施設・設備その他の諸条件の整備・充実
 - a 学校図書館の図書資料、施設・設備の計画的整備
学校図書館図書資料の計画的な整備を、市町村に働きかけるとともに、余裕教室

の読書スペースへの活用や、学校図書館設備の充実を促しました。

- ・県立学校の学校図書館の図書の充実
- ・学校図書館の蔵書の実態調査

b 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、子どもたちの多様な興味・関心に対応した活発な学校図書館の活用を促しました。

- ・他校の学校図書館や公立図書館等とオンライン化
- ・地域全体での蔵書の共同利用、各種資料の検索

c 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

司書教諭が中心となり、教員やボランティア等が連携・協力して、学校図書館の機能の充実を図りました。

- ・教職員間の連携
- ・外部人材による学校図書館活動の支援

d 学校図書館の開放

地域のボランティア等の協力を得ながら、地域の実情に応じて学校図書館の開放が進むよう促しました。

- ・モデル的な事例の紹介
- ・学校施設の新設又は改修による学校図書館の開放

② 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫

安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努め、保護者、ボランティア等と連携・協力し、図書の整備が進むよう促しました。

- ・モデル的な事例の紹介
- ・読み聞かせや図書の整理を行うボランティアの紹介

<課題>

- 学校図書館の機能を發揮するためには、多種の図書資料の整備・充実が必要である。具体的には、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応える魅力的な資料や、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくための資料などの整備・充実が求められ、「学校図書館図書標準」を目標に、計画的に図書資料の整備・充実を図っていく必要がある。

※ 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。平成5年3月の文部省初等中等教育局長通知による。

- 学校図書館の機能を十分に發揮するため、インターネット接続による各種資料の検索や校内LANの整備、蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館や公共図書館とのネットワーク化による共同利用等を積極的に進めていく必要がある。

- 学校図書館の蔵書情報のデータベース化、他の図書館とのネットワーク化等に対応を図るほか、司書教諭の理解を深めてもらう必要がある。

- 校内において学校司書や司書教諭が図書館運営に十分な役割を果たすことができるよう、校務分掌等の校内体制の確立を図る必要があり、特に、教諭の職務と兼務である司書教諭においては、各学校の工夫により、活動時間を生み出し、その職責を十分果たしていく必要がある。

- 地域に開かれた学校づくりを推進するため、土曜日や日曜日、長期休業中等に学校図書館を開放するため、配慮、工夫することが望まれる。

- 絵本や図鑑等に幼児が積極的に関わることができるようにするためには、計画的な環境の設定や保護者に対する子どもが絵本などに親しめる工夫、絵本の読み聞かせや絵本選定などへの助言、支援が必要である。

(3) 図書館間協力等の推進

<成 果>

① 図書館間等の連携・協力

- a 茨城県図書館情報ネットワークを核とした相互貸借の推進
- b 市町村事業への支援
 - ・学校、幼稚園、保育所、児童館等に対しての図書の団体貸出
 - ・学校や図書館等での読み聞かせや本の紹介
 - ・乳幼児検診時等での絵本の選び方や読み聞かせの方法についての保護者への指導
 - ・ブックスタート活動の実施
- c 茨城県図書館協会、小・中学校及び高等学校の教育研究会との連携

② 図書館と大学図書館の連携・協力

県内の大学図書館と相互貸借協定を締結し、児童図書研究資料をはじめとする図書館資料の県民への提供に努めました。

③ 「国際子ども図書館」の活用

- ・国際子ども図書館の紹介（リンク）
- ・国際子ども図書館の活用（データ、目録等）

<課 題>

- 県立図書館では、保護者や地域住民によるボランティア活動等に関する先進的な連携事例の情報提供や民間団体等との連携、おはなしボランティア等の交流集会の開催、ボランティア養成のための講座や研修会等を実施する必要がある。
- 市町村立図書館には、図書館から遠隔地にいる子どもの読書活動を支援するため、図書館と公民館、児童館、学童保育、団体等とのネットワーク化の推進が期待されている。

(4) 啓発広報等

<成 果>

① 啓発広報の推進

- a 「子ども読書の日」等を中心とした啓発広報の推進
 - ・読書フェスティバル、図書館まつり等の開催
 - ・市町村における啓発事業の充実（啓発ポスターの配付）
- b 各種情報の収集・提供
 - ・子ども向けのホームページ開設

② 優れた取組の奨励

- ・優秀実践図書館、団体（個人）及び学校図書館の表彰

③ 優良な図書の普及

- ・優良図書の推奨
- ・「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」の推進

<課 題>

- 「子ども読書の日」^{*}に関連し、各学校で読書集会やおはなし会等、県立図書館や市町村立図書館では、おはなし会や講演会などが実施されている。また、「いばらき教育月間」や「子どもの読書週間」には、子どもの読書活動の推進に向け、県民を対象

とした様々な啓発活動が実施されているが、今後も、子どもの読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、さらに様々な啓発・広報を実施する必要がある。

※ 子ども読書の日・子どもの読書週間・読書週間

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書の推進に関する法律」により定められた。

また、「子どもの読書週間」（4月23日から5月12日）は、社団法人読書推進運動協議会が、昭和34年から子どもの読書を進める目的で、読書の楽しみや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身に付けてもらうために、子どもの日（5月5日）を中心とした3週間として定めた。

さらに、同協議会では国民の読書を推進するために、文化の日（11月3日）を挟んだ2週間を、「読書週間」（10月27日～11月9日）と定めている。

※ いばらき教育の日・いばらき教育月間

教育に対する関心と理解をいっそう深める機会として、「いばらき教育の日を定める条例」（平成16年6月16日施行）により、毎年11月1日を「いばらき教育の日」、11月を「いばらき教育月間」と定められている。

- 「みんなにすすめたい一冊の本」や県優良図書目録の情報は、各家庭まで十分普及していない状況にあり、PRにより一層浸透させる必要がある。インターネットなども含め、多様な方法での優良な図書の紹介や情報の発信が課題であり、各学校における優良な図書のリストの情報を交換し合い、より充実したものにしていく必要がある。

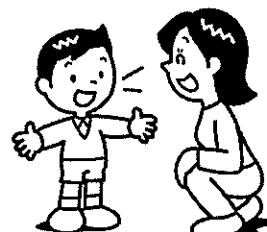
(5) 方策の効果的な推進に必要な事項

＜成 果＞

- ① 推進体制等の整備
 - ・いばらき子ども読書活動推進会議の設置
 - ・子どもの読書活動の状況調査
- ② 市町村における子どもの読書活動推進体制の整備
- ③ 市町村間の連携・協力体制の整備（図書館の広域利用）
- ④ 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援（場の提供と職員の派遣）

＜課 題＞

- 子どもの読書活動の施策を総合的、計画的に推進するため、府内関係部局の連携を図るとともに、関係機関、市町村、民間団体等との連携を更に深める必要がある。
- 県内市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況は、平成21年3月調査（文部科学省）によると、14市町が策定済みであり、6市町村が策定中となっている。今後、計画未策定の市町村においては、各市町村の実態を踏まえ、子どもの読書活動の推進計画を策定することが望まれる。また、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化、その他の必要な体制の整備が求められる。
- 市町村教育委員会は民間団体との活動に対し、支援する必要がある。



第2章 基本の方針等

1 基本の方針

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とするとともに、本県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、次の3つを基本の方針とします。

- 幼児期からの読書活動の推進
- 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- 学校における言語環境の充実

2 重点的に取り組む事項

3つの基本の方針を踏まえ、「読書活動に対する保護者への理解の促進」、「子どもの読書環境の整備・充実」、「学校における読書指導の充実」を重点事項として推進します。

(1) 読書活動に対する保護者への理解の促進

- 子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けるため、保護者はもちろん、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で、読書活動を推進する気運を醸成します。
- 保護者と子どもが本を楽しむ「家族ぐるみの読書」を推進するなど、読書活動の意義や重要性を、保護者をはじめ広く県民に周知・啓発を図ります。

(2) 子どもの読書環境の整備・充実

- 子どもが、それぞれの成長に応じ、生活のあらゆる場で本に親しみ、読書習慣を身に付け、感動する本に出会えるよう、身近なところで自由に本を手にすることのできる環境づくりに取り組みます。
- 子どもが読書に親しむ機会や情報の提供に努めるとともに、施設、設備、その他の諸条件の整備・充実に努めます。

(3) 学校における読書指導の充実

- 小学校・中学校においては、「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を推進するとともに、国語科をはじめ、各教科の学習活動や特別活動等を通して読書活動を推進します。
- 高等学校においては、各教科や特別活動、総合的な学習の時間、進路指導など様々な教育活動を通して読書活動を推進します。
- 特別支援学校においては、子どもの障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等に努めます。

3 計画期間

計画の期間は、平成21年度からおおむね5年間とします。

なお、毎年度、計画の進捗状況等について、外部有識者からなる第三者機関による評価・検討を行い、必要に応じて施策等の追加や修正を行います。

第3章 子どもの読書活動の推進の方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動推進における家庭の役割

家庭は子どもの生活の場の基本であり、子どもが日常生活の中で自然に読書に親しむことができるような環境を整備していくことが重要です。

家庭においては、親が子どもの発達段階に応じて、読み聞かせや一緒に本を読んだり、子どもが読書と出会うきっかけを作る工夫をし、「読書の時間」を設けるなど、読書が日常生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう配慮していくことが重要です。

また、親自身が読書活動の価値を認識し、積極的に読書に親しみ、本の楽しさを親子で語り合うなど、読書に対する興味や関心が自然に高まるような環境づくりも大切です。

(2) 具体的な取組

① 家庭教育に関する学習機会などを利用した保護者に対する読書活動の重要性の理解促進

- 妊娠期、乳幼児や就学前の子どもをもつ保護者、思春期の子どもをもつ保護者等、子どもの発達段階に応じた家庭教育講座や地域における子育て支援の場、交流活動の機会の提供を通じ、読み聞かせや読書の重要性について理解を促します。
- 「ブックスタート」等を活用し、乳幼児期から家庭における読み聞かせを行うことや、思春期までに自主的な読書習慣が身に付くように支援することの重要性について理解を促します。

② 家庭における読書活動への支援

- 教育委員会と子育て支援関係者等が連携・協力し、市町村のブックスタート事業等を引き続き支援したり、「家読」（家庭での読書）を奨励するなど、親子がふれあう家庭での読み聞かせを推進します。

※ 家読（うちどく）

「家庭での読書」の略。朝の読書推進協議会が提唱する活動で「家族で読書の習慣を共有」し、「家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話すこと」を基本とするもの。

- 図書館や児童館等の各施設や、家庭・地域文庫、読書ボランティア団体等が実施する読み聞かせやストーリーテリング等の情報を提供するとともに、図書館等の積極的な利用を呼びかけるなど、家庭における読書活動が充実するよう支援します。

※ ストーリーテリング

昔話や物語を覚えて語って聞かせることで、「素話」「語り」とも言う。

③ 本に触れる機会や情報メディアとの適切な接し方等を考える機会をつくる取組への支援

- 家庭と学校がより一層連携し、PTA、子育て支援関係者、子育て支援団体等とともに、読書や外遊びなどの体験活動を増やしたり、子どもが情報メディアと適切に接する姿勢や心構えを考える機会をつくるために、「ノーテレビデー・ノーゲームデー」など、子どもの生活リズムの向上を目指した取組を支援します。また、メディアリテラシーについての理解を図ります。

※ ノーテレビデー・ノーゲームデー

その日はテレビ及びゲームを見ない、しないという取組みで、見ない、しないことでテレビや空いた時間を、読書や趣味、家族との団らんの時間に有効活用することを目的としている。

※ メディアリテラシー

メディアが伝える情報が日常のあらゆる局面に深く浸透し、我々のものの見方や考え方から文化の形成にいたるまで大きく影響するなか、メディアが送り出す情報を単に受容するのではなく、意図を持って構成されたものとして、積極的に読み解く力

2 地域における子どもの読書活動の推進

【公立図書館等】

(1) 子どもの読書活動推進における公立図書館及び公民館図書室の役割

県立図書館や市町村立図書館及び公民館図書室は、子どもにとって、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に手にとって選ぶことができ、読書の楽しみを知ることができます。

また、子どもが読書を通じて生きるために必要な想像力・思考力・言語能力等を養うとともに、生涯にわたって自分を成長させることのできる学びの場でもあります。他方、保護者や読書活動を推進する団体・グループにとっては、子どもに与えたい本を選んだり、読書について相談したりすることができる場です。このように、公立図書館等には、児童へのサービスの充実を含めた地域における子どもの読書活動を推進する上で、重要な役割があります。

(2) 県立図書館の具体的な取組

① 県全体の子どもの読書活動の推進拠点

- 子どもに対するサービスの実態や取組等に関するさまざまな情報等を収集するとともに、新刊児童図書の購入や児童図書研究書の積極的な収集を計画的に行い、司書をはじめ、子どもの本に関心のある人などの調査・研究活動を支援します。
- 児童資料閲覧室、児童図書研究室、おはなしの部屋等を活用し、来館する子どもや保護者に対し、図書の提供や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の直接サービスを行います。
- 市町村立図書館などへの支援のために、十分な児童図書の収集・保存に努めます。
- 県内に在住する外国人の子どもに外国語児童資料を可能な限り収集し、市町村立図書館などの支援や子どもへの直接サービスを行うとともに、外国語児童資料に関する利用案内やレファレンスサービスに努めます。

※ レファレンスサービス

参考業務ともいう。利用者の求めに応じて図書館職員が資料の検索・調査や提供などのサービスを行うこと。

- 市町村立図書館などの司書、司書教諭、学校図書館担当事務職員（学校司書）やボランティア等を対象に読み聞かせやストーリーテリング、優れた本の選択等の技術向上を目指す研修を実施します。

※ 司書

「図書館法」第4条で規定された「図書館に置かれる専門的職員を司書とする」と規定されている。公共図書館に置かれる司書資格を取得した専門的職員をさす。

※ 司書教諭

「学校図書館法」第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる職員で、教員免許状を有し司書教諭講習を修了した教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、平成15年度から12学級以上の学校に配置が義務づけられている。

※ 学校司書

学校図書館の仕事に携わる事務職員の総称

- 県立図書館でのボランティア活動を希望する県民を対象に、ボランティア養成講座を実施します。
- 読書の楽しさや必要性を理解してもらうための講演会や講座の実施に、努めます。
- 保護者やボランティア等、子どもの読書活動にかかわる大人に対し、子どもの図書を紹介します。
- 小学生を対象に、日本語の美しさを体感しながら、言葉に対する興味や関心を高め、読む力を育てる活動に取り組みます。
- 読書関係団体と連携し、読書へのきっかけづくりなどの読書活動を推進する取組を支援します。

② 関係団体・施設等との連携・協力

- 県立図書館は、地域の読書活動推進団体・読書ボランティア団体、青少年団体等の関係団体、保健所、保健センター、幼稚園、保育所等の関係施設・機関と連携・協力し、子どもの読書活動を推進する取組の充実に努めます。

③ 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」^{*}(平成13年7月文部科学省告示)に基づく支援

※ 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

「図書館法」第19条に基づき、平成13年7月に文部科学省が告示した公立図書館の運営等に関する基準。都道府県立図書館の運営の基本として、(1)市町村立図書館への援助、県内図書館間の連絡調整(2)図書館未設置市町村への援助(3)住民の直接利用体制の整備(4)社会教育施設・学校との連携の4点を掲げている。

- 子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保とともに、児童・青少年用図書資料の収集・提供、子どもの成長・発達に合わせたサービスの実施に努めます。
- 子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、図書館ボランティアとしての参加を一層促進します。
- 活動の場などに関する情報提供やボランティア養成のための研修の実施等、諸条件の整備に努めます。
- 地域に在留する外国人の子どもなどに対するサービスの充実に資するため、外国語児童資料の収集・提供、利用案内やレファレンスサービス等に努めます。

(3) 市町村立図書館・公民館図書室、学校、図書館ボランティア団体等との連携等の取組

① 図書館間等の連携・協力

- 県立図書館は、児童資料関係の参考図書、基本図書等を整備するとともに、県内図書館に寄せられたレファレンス事例を「レファレンスデータベース」に収録して、インターネット上で公開し、レファレンスの充実を図ります。
- 県立図書館は、県内の高等学校や特別支援学校等の図書館に対し、県立図書館資料を貸出し、搬送します。
- 市町村立図書館と様々な機関が、次のような連携・協力を推進します。

- ・公民館図書室や小学校、幼稚園、保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやおはなし会等を実施します。
- ・保健所・保健センターで実施される乳幼児健康診断の際に司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に伝えます。
- ・関係機関が連携・協力して、ブックスタートなどを実施します。
- 図書館職員が学校を訪問したり、あるいは児童生徒が図書館を訪問して、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の取組が行われるよう促します。

② 大学図書館や国際子ども図書館との連携・協力

- 県立図書館は、大学図書館と連携して、児童書関連資料などの相互貸借を進めるとともに、レファレンスの充実を図ります。また、市町村立図書館と県内の大学図書館との連携・協力を支援します。
- 県立図書館は、国際子ども図書館との間で、資料の収集・提供・保存、あるいは児童図書やサービスに関わる各種情報の収集・提供等の面で、幅広い連携・協力を図ります。また、市町村立図書館や学校図書館に、国際子ども図書館との連携・協力を推進します。

③ 児童館や保健センター、子育て支援センター、放課後児童クラブ等、子どもの居場所における子どもの読書活動の推進

- 保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動が推進されるよう市町村へ働きかけます。
- 本の選び方や子どもの読書に関わるネットワークを広げるため、研修会などへの参加を呼びかけます。

④ 公民館における子どもの読書活動の推進

- 公民館で行われている先進的な事例を紹介するなど、公民館での子どもの読書活動の活性化に向けて、市町村に働きかけます。
- 団塊の世代や高校生、大学生等、地域の人々による読み聞かせなどの読書活動が推進されるよう市町村へ働きかけます。

【民間団体等】

(1) 子どもの読書活動推進における民間団体等の役割

地域における子どもの読書活動を推進するためには、民間団体やN P Oはもとより、多くの県民による様々な支援が大きな役割を担っています。

民間団体や読書活動を支援する住民、大学・高校生等が子ども文庫や読み聞かせ、紙芝居など、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供し、地域に根ざした多彩な活動を行うことが期待されています。

(2) 民間団体等への具体的な支援

① 民間団体等の活動支援

- 県立図書館は、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動を行う民間団体の支援を担当する市町村立図書館司書に対し、研修を実施し、市町村での子どもの読書活動の活性化を図ります。
- 学校等で読み聞かせをするボランティアのために、読み聞かせのポイントをホームページ上で紹介します。
- 家庭・読書ボランティア団体等との情報交換を行い、活動の情報発信を支援します。

② 子どもの読書活動ネットワークの支援

- 市町村立図書館とともに、民間団体及び関係機関の連携・協力、情報交換の促進を図ります。
- 民間団体などの主体的な取組ができるための環境づくりに努めます。
- 県内の企業等と連携・協力のあり方について検討します。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

【幼稚園・保育所等】

(1) 子どもの読書活動推進における幼稚園・保育所等の役割

子どもが言葉の豊かさを養うため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、「幼児が絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わうこと」とされています。教育活動や保育活動、子育て支援活動の一環として、絵本・紙芝居などの読み聞かせや自然体験的な活動における図鑑等の活用などを通して、子どもが読書活動に親しむ機会を提供することが重要です。

幼児期に読書活動の楽しさを体験させるためには、幼稚園教諭や保育士等が子どもの読書に関する指導力を向上させるとともに、図書の充実や本に触れることができる環境整備や保護者への読書活動の意義や大切さを積極的に周知・啓発することも大切です。

(2) 具体的な取組

① 読書の楽しさとの出会いのための工夫

- 絵本や物語の読み聞かせ等では、幼児が興味を持ち、想像を豊かに広げられるような題材選びや指導方法の工夫を、幼児一人ひとりに応じて行うとともに、集団で楽しむ雰囲気づくりを工夫します。
- 幼児が主体的に絵本や物語に親しんでいけるよう、興味・関心、発達段階等に応じた絵本の選定、それを幼児の目の高さに置くなど、落ち着いてじっくりと見ることができる図書スペースの設置等を工夫します。

② 読書を日常的なものにする工夫

- 絵本等への興味を家庭でも広げ、活かしていくよう、絵本等を貸出したり、保護者との情報交換や読み聞かせなどに関する助言を行うよう工夫します。
- 幼稚園や保育所での読み聞かせに、未就園児や保護者なども参加してもらうなど、子育て支援の中で保護者の理解を深めながら、幼児がより読書を楽しめるよう工夫します。
- 小・中・高校生が、交流活動を通して、幼稚園や保育所の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫します。

【小学校・中学校・高等学校等】

(1) 子どもの読書活動推進における学校の役割

学校における読書活動の推進は、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を形成していく上で大きな役割を担うとともに、家庭や地域における読書活動の充実にも大きな影響力を持っています。児童生徒が読書に親しみ、望ましい読書習慣の形成を通して自らを豊かにし、高めていくことは、豊かな人生を築いていく上で非常に大切なことです。

そのためにも、読書との出会いの機会を数多く与えるとともに、児童生徒の読解力向上が課題とされる中、新学習指導要領において、各教科等における言語活動を充実させ、引き続き学校図書館の活用を図り、学校における言語環境を整えることが必要とされています。

(2) 具体的な取組

① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

- 小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせるため、国語科をはじめすべての教科等において、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなどの多様な読書活動を推進します。
- 各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館司書教諭を中心として、図書室等の環境整備に努めます。
- 県内の学校に定着しつつある朝の読書の実践や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介、図書委員会活動の活性化等の取組を奨励します。
- 学校においてアニメーション研修を取り入れたり、本の推薦コーナーを設けたりするなど、児童生徒の興味・関心を喚起するように工夫し、学校や家庭における読書習慣を確立するようにします。

※ アニメーション

魂を活性化し、元気にする意味で、「読書のアニメーション」はスペインのモンセラ・サルトが、子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発・体系化した読書指導の方法で、読書をゲームとして楽しみながら読解力・表現力・コミュニケーション力を育てる。

- 学校が家庭・地域と連携して、読書活動を推進するモデルを掲載した事例集を活用し、普及を図ります。
- 児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、県教育研修センターが実施する各教科・領域の研修講座や司書教諭研修講座等において、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介を行うなど、教職員の指導力の向上、学校図書館や地域の公立図書館等を活用した指導の充実に努めます。

② 学校関係者の意識高揚

- 学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報提供などを行うとともに、管理職をはじめとする学校関係者に対し、その推進を働きかけていきます。
- 各学校における校内研修や学校図書館関係の研究会などを通して、学校教育の中での読書活動の位置付けの明確化や、子どもの読書活動に関する教職員間の連携を促します。

③ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

- 特別な支援を必要とする子どもが豊かな読書活動を体験できるように、子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、機器の活用等を促します。
- 視覚障害教育情報ネットワークの活用により、県立点字図書館の点字データをはじめ、学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を推進します。

④ 「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」

- 「育てよう 楽しい読書で 豊かな心」をテーマに、県内公立小学校の4年生から6年生と、県内公立中学校の1年生から3年生を対象に、「みんなにすすめたい一冊の本」を活用し、小学生には読書を通して、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むための読書活動、中学生には読書習慣の定着、国語力や言葉の感性、美しい言葉を身に付けてもらうための読書活動を推進します。

⑤ 学校図書館の環境整備の充実

- 国の動向や調査結果、取組事例等の情報を提供することにより、市町村教育委員会や各学校への指導に努めるとともに、学校図書館のより一層の有効利用を促し、児童生徒等の利用促進を図ります。
- 県立高等学校等の図書館資料の計画的な整備が図れるよう、各学校への指導や

推薦図書の紹介等の情報提供に努めるとともに、小・中学校の図書館資料の整備・充実を市町村にも働きかけます。

- 学校図書館の図書の充実を図るために、特に、市町村に対しては、国が平成19年度からスタートした「学校図書館図書標準」の達成を助成するための「新学校図書館図書整備5か年計画」を活用し、図書資料の整備計画を立て目標が達成できるよう、働きかけます。

※ 新学校図書館図書整備5か年計画

平成19年度から文部科学省の新施策で、公立の義務教育諸学校に対し、H19年度から平成23年度までの5年間で総額約1,000億円（毎年約200億円）の図書整備費を地方交付税措置するもので、この施策は「子ども読書活動の推進に関する法律」と「文字・活字文化振興法」を背景に策定されたものである。

⑥ 学校司書の配置

- 学校図書館の充実を図るため、市町村に対し、司書教諭と連携・協力して、学校図書館の諸事務にあたる学校司書の配置が図られるよう、働きかけていきます。

4 図書館間協力等の推進

(1) 図書館間協力等の必要性

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館・公民館図書室、学校図書館・図書室、大学図書館等の機関が連携し、図書資料や情報の相互利用を図ることにより、子どもの多様な興味・関心の要求に応えることが求められています。

また、公立図書館・公民館図書室と児童館、保健所、保健センター、学校・幼稚園・保育所等の関係機関及び民間団体、地域住民等が協力し、地域社会全体で子どもの読書活動を推進することが重要です。

(2) 具体的な取組

① 図書館間の情報ネットワーク化の推進

市町村立図書館のシステム更新時を機会に、「茨城県図書館情報ネットワーク」への参加を働きかけ、県内すべての市町村の図書館の資料が検索できるように、図書館間の情報ネットワーク化をさらに推進します。

② 情報交換や運営相談の実施

県立図書館の職員が市町村立図書館を巡回するなど、情報交換や図書館の運営相談を行います。

③ 研修の充実

県立図書館は、市町村立図書館及び関連機関と協力し、館長をはじめ職員の経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施し、県内図書館全体の職員の資質の向上を図ります。

④ 計画的な研修交流

県立図書館は、職員の資質・能力の向上を図るため、県立図書館と市町村立図書館及び大学・学校図書館間の定期的な研修（読書指導等）交流の一層の充実に努めます。

⑤ 子どものレファレンス事例のデータベース化

県立図書館と市町村立図書館が連携・協力して、子どものレファレンス事例をデータベース化し、各館におけるレファレンスサービスの向上を図ります。

※ データベース化

「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの」と、「著作権法第2条10の3」で定義されている。

5 啓発・広報等の推進

(1) 啓発・広報及び各種情報の収集・提供

県民の子どもも読書活動についての关心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、啓発・広報活動を行うことが大切です。

「子ども読書の日」(4月23日)や「子どもの読書週間」(4月23日～5月12日)等における、県内市町村立図書館、学校等で、その趣旨に沿った事業を実施することなどを通して、社会全体で読書の意義や重要性について理解を図っていくことが望されます。

また、子どもの読書活動に対する県民の意識が高まるよう、県や市町村、公立図書館・公民館図書室、学校、民間団体等の取組や図書についての様々な情報を収集し、提供することが必要です。

(2) 具体的な取組

① 「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」等における啓発・広報の推進

子どもの読書活動の重要性についての理解の浸透を図るため、国の広報事業と連携して、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」(10月27日)について、県民に対し、周知・啓発に努めます。

※ 文字・活字文化の日

毎年10月27日。平成17年施行の「文字・活字文化振興法」により制定された。

② ホームページを活用した情報提供

学校、公立図書館、民間団体等の先進的な取組や子どもの読書活動に関する事業とその効果について、ホームページ等を活用した情報の提供に努めます。

③ 広報紙等による事業紹介

広報紙やホームページなど、様々なメディアを通じて、子どもの読書活動の推進に関する事業を紹介するとともに、読書の楽しさや重要性について理解の浸透を図り、事業への参加を促進します。

6 数値目標の設定

市町村における子ども読書活動の推進体制を整備・推進をするため、数値目標を設定します。

① 県内図書館の児童図書貸出冊数

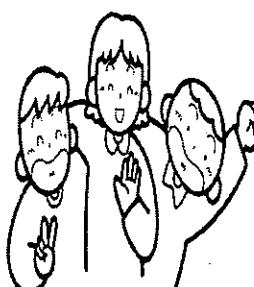
4,590,777 冊	→	6,000,000 冊
(20年度)		(25年度)

② 市町村のブックスタート事業の実施数

28 市町	→	44 市町村
(21年度)		(25年度)

③ 市町村の「子ども読書活動推進計画」策定数

15 市町	→	44 市町村
(21年度)		(25年度)



第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制等

(1) 県の推進体制

学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる「いばらき子ども読書活動推進会議」を定期的に開催し、連携・協力のあり方についての検討や関係者間の情報交換等を行い、その成果を生かしながら施策の効果的な推進が図られるよう努めます。

また、府内部局関係課相互の密接な連携を図るとともに、市町村、関係機関、民間団体等との連携をさらに深め、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ

県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携・協力体制の強化に努めるため、市町村に対し、それぞれの地域の状況に応じて実施している様々な子どもの読書活動に関する情報を提供し、市町村相互の連携・協力体制の整備が積極的に推進されるよう働きかけます。

また、県内市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況は、平成21年10月末日現在、44市町村中15市町が策定済みであり、未策定の市町村に対しては、各市町村の実情を踏まえながら、各地域の特性を生かした子ども読書活動推進計画づくりを働きかけます。

(3) 民間団体との連携・協力

読書推進団体やPTA、子ども会等の民間団体においても、読書活動の意義や重要性を学ぶ機会が増えるよう関係機関との連携を図ります。

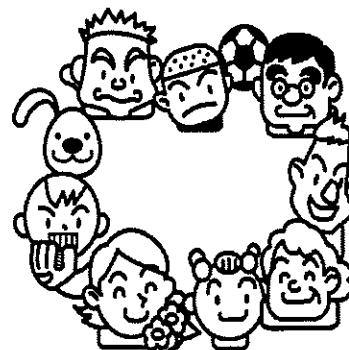
また、活動の場の確保のため、市町村や地域の図書館・公民館等の社会教育施設職員に対し、読書ボランティア活動の重要性の啓発に努めます。

2 推進計画の進行管理

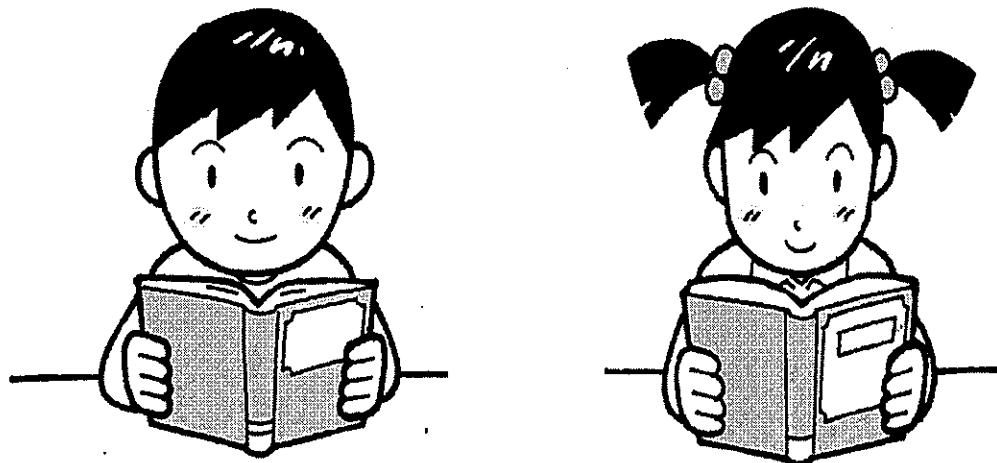
この推進計画の効果的な実現を図るため、施策の実施状況や努力目標の達成状況を検証し、「いばらき子ども読書活動推進会議」に報告して検討・評価をいただき、その内容を踏まえて必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

3 財政上の措置

この推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。



參考資料



1 参考データ

1 「みんなにすすめたい一冊の本」を活用した読書状況（平成20年度）

【小学校】 ※ 4, 5, 6年児童数 85, 980人

(1) 50冊読んだ児童数 53, 779人 (62.5%)

(2) 300冊読んだ児童数 3, 892人 (4.5%)

【中学校】 ※ 1, 2, 3年生徒数 83, 291人

(1) 30冊読んだ生徒数 11, 216人 (13.5%)

(2) 150冊読んだ生徒数 604人 (0.7%)

2 全校一斉の読書活動を実施している学校（平成20年度）

小学校 100% (571校中571校) (全国98.1%)

中学校 95.7% (233校中223校) (全国88.5%)

※義務教育課調査（平成21年4月）

3 学校図書館における蔵書数

1 校当たりの蔵書数

小学校	茨城県(7, 793冊)	全国平均(7, 606冊)
中学校	茨城県(9, 633冊)	全国平均(9, 541冊)
高等学校	茨城県(25, 886冊)	全国平均(22, 323冊)
特別支援学校	視覚障害教育 茨城県(18, 450冊)	全国平均(4, 736冊)
	聴覚障害教育 茨城県(11, 809冊)	
	知的・病弱・肢体不自由教育 茨城県(5, 043冊)	※特別支援学校としての全国平均

※「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省（平成20年4月）

4 学校図書館図書標準（平成5年3月文部省設定）

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもので、各学校の校種及び学級数に応じて、標準蔵書数が設定されている。平成19年度末における達成状況

小学校	茨城県(50.5%)	全国平均(45.2%)
中学校	茨城県(38.6%)	全国平均(39.4%)

※「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省（平成21年4月）

5 市町村立図書館の設置状況

(平成21年4月現在)

区分	市町村数	設置市町村数	設置率(%)	設置館数
市	32	31	96.9	49
町	10	5	50	5
村	2	1	50	1
計	44	37	84.1	55

※参考 設置率の全国比較（平成21年4月1日現在）

茨城県 84.1% 全国平均 71.7% 15位

6 図書館建設促進費補助制度（県単独事業）

○未設置市町村の図書館建設に対して面積に応じての補助（平成21年度）

対象経費	700m ² 以上	1, 000m ² 以上	1, 500m ² 以上	2, 500m ² 以上
本体及び附帯工事費	20, 000千円以内	30, 000千円以内	40, 000千円以内	50, 000千円以内

○これまでの実績（昭和57年度から（平成8年までは国庫補助を含む））

市町村（11市14町3村） 28館

2 いばらき子ども読書活動推進会議設置要項

(趣旨)

第1条 いばらき子ども読書活動推進計画（平成16年3月策定）第4章の1の規定に基づき、県内の総合的な子どもの読書活動の推進に向け、学校、市町村、民間団体等との具体的な連携・協力を図るため、いばらき子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議では、次のことを行う。

- (1) 読書活動推進のための普及・啓発に関すること。
- (2) 読書活動推進のため、関係機関との連携・協力に関すること。
- (3) その他

(構成員)

第3条 推進会議の構成員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者等おおむね10名程度とし、会議の内容に応じて招集するものとする。

(会議)

第4条 推進会議は、県教育庁生涯学習課長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、県教育庁生涯学習課におく。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要事項は、事務局で別に定める。

付 則

この要項は、平成17年2月7日から実施する。

付 則

この要項は、平成17年6月1日から実施する。

付 則

この要項は、平成18年6月19日から実施する。

(別表) いばらき子ども読書活動推進会議委員名簿

氏 名	職 等
蛭名 純子	茨城県読書をすすめる協議会副会長
矢口 みどり	茨城県PTA連絡協議会副会長
菊地 邦夫	つくばみらい市立図書館館長
岡田 守	美浦村中央公民館長
都築 美千代	水戸市立柳河小学校教諭
吉野 直美	水戸市立第一中学校教諭
大川 正一	茨城県高等学校教育研究会図書館部長 (県立波崎柳川高等学校長)
森作 宜民	県教育庁義務教育課指導主事
石井 純一	県教育庁高校教育課指導主事
高野 茂	県教育庁生涯学習課長
千葉 正仁	県立図書館長

3 茨城県内「子ども読書活動推進計画」策定状況

平成 21 年 10 月 1 日現在

- ◆ 県 名称：「いばらき子ども読書活動推進計画」
策定年月：平成 16 年 3 月

◆ 市町村（市町村数：44）

NO	市町村名	策定状況
1	水戸市	平成 22 年 7 月策定予定
2	笠間市	○平成 20 年 4 月策定（第一次）
3	ひたちなか市	策定するか否か検討中
4	常陸大宮市	策定する予定なし
5	那珂市	○平成 21 年 10 月策定（第一次）
6	小美玉市	策定する予定なし
7	茨城町	策定するか否か検討中
8	大洗町	平成 21 年度策定予定
9	城里町	策定する予定なし
10	東海村	平成 21 年度策定予定
11	大子町	策定するか否か検討中
12	日立市	○平成 18 年 11 月策定（第一次）
13	常陸太田市	策定するか否か検討中
14	高萩市	策定する予定なし
15	北茨城市	策定する予定なし
16	鹿嶋市	○平成 18 年 3 月策定（第一次）
17	潮来市	○平成 21 年 3 月策定（第一次）
18	神栖市	策定するか否か検討中
19	行方市	平成 22 年 3 月策定予定
20	鉾田市	○平成 21 年 3 月策定（第一次）
21	土浦市	策定するか否か検討中
22	石岡市	策定するか否か検討中
23	龍ヶ崎市	○平成 17 年 4 月策定（第一次）
24	取手市	策定するか否か検討中
25	牛久市	策定するか否か検討中
26	つくば市	○平成 20 年 3 月策定（第一次）
27	守谷市	○平成 19 年 3 月策定（第一次）
28	稲敷市	策定するか否か検討中
29	かすみがうら市	策定する予定なし
30	つくばみらい市	策定する予定なし
31	美浦村	策定するか否か検討中
32	阿見町	○平成 20 年 3 月策定（第一次）
33	河内町	策定するか否か検討中
34	利根町	策定するか否か検討中
35	古河市	策定するか否か検討中
36	結城市	○平成 17 年 3 月策定（第一次）
37	下妻市	○平成 17 年 10 月策定（第一次）
38	筑西市	○平成 20 年 3 月策定（第一次）
39	坂東市	○平成 19 年 3 月策定（第一次）
40	桜川市	策定する予定なし
41	常総市	平成 22 年 3 月策定予定
42	八千代町	○平成 20 年 4 月策定（第一次）
43	五霞町	策定する予定なし
44	境町	策定する予定なし

※①策定済：15 市町 ②策定予定：5 市町村 ③検討中：14 市町
④予定なし：10 市町

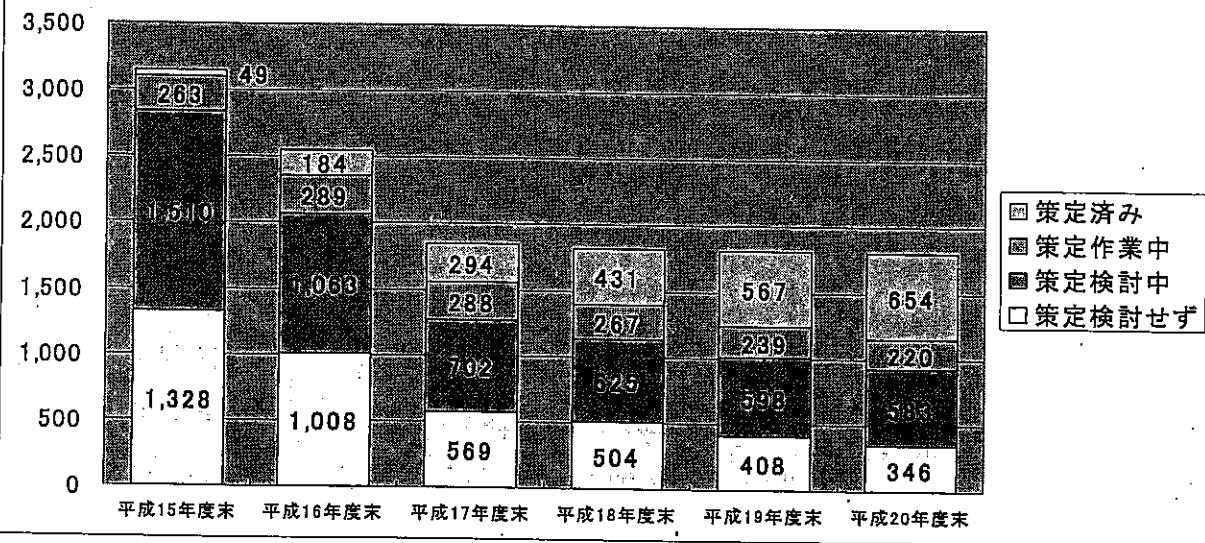
4 全国における「市町村子ども読書活動推進計画」策定状況

◆ 年度別

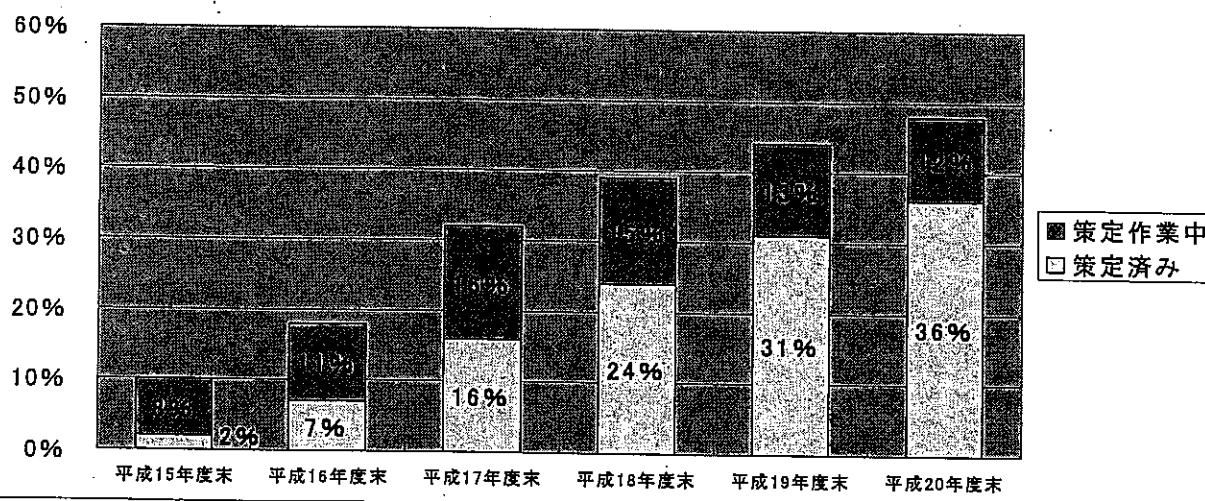
(平成21年3月31日現在)

推進計画策定予定期	市町村数	割合(%)
○ 平成20年度末までに策定済み	654	36.3
○ 現在、具体的に策定作業を進めている	220	12.2
○ 策定について検討中	583	32.3
○ 策定の検討に入っていない	346	19.2

市町村子ども読書活動推進計画策定状況(市町村数)



市町村子ども読書活動推進計画策定状況(%)



(文部科学省スポーツ・青少年局：都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する結果より)

◆ 都道府県別

都道府県名	市町村数	策定済	割合(%)	策定作業中	割合(%)	策定検討中	割合(%)	策定検討せず	割合(%)
北海道	180	31	17.2	19	10.6	80	44.4	50	27.8
青森県	40	21	52.5	8	20.0	8	20.0	3	7.5
岩手県	35	17	48.6	4	11.4	7	20.0	7	20.0
宮城県	36	15	41.7	3	8.3	5	13.9	13	36.1
秋田県	25	2	8.0	6	24.0	14	56.0	3	12.0
山形県	35	0	0.0	4	11.4	14	40.0	17	48.6
福島県	59	11	18.6	4	6.8	25	42.4	19	32.2
茨城県	44	14	31.8	6	13.6	14	31.8	10	22.7
栃木県	31	15	48.4	2	6.5	7	22.6	7	22.6
群馬県	38	7	18.4	2	5.3	18	47.4	11	28.9
埼玉県	70	23	32.9	5	7.1	19	27.1	23	32.9
千葉県	56	24	42.9	6	10.7	17	30.4	9	16.1
東京都	62	41	66.1	4	6.5	11	17.7	6	9.7
神奈川県	33	27	81.8	3	9.1	3	9.1	0	0.0
新潟県	31	4	12.9	3	9.7	11	35.5	13	41.9
富山県	15	6	40.0	0	0.0	5	33.3	4	26.7
石川県	19	8	42.1	5	26.3	4	21.1	2	10.5
福井県	17	10	58.8	2	11.8	5	28.4	0	0.0
山梨県	28	6	21.4	9	32.1	7	25.0	6	21.4
長野県	81	10	12.3	10	12.3	34	42.0	27	33.3
岐阜県	42	11	26.2	7	16.7	12	28.6	12	28.6
静岡県	37	32	86.5	4	10.8	0	0.0	1	2.7
愛知県	61	23	37.7	6	9.8	18	28.5	14	23.0
三重県	29	22	75.9	1	3.4	5	17.2	1	3.4
滋賀県	26	18	69.2	6	23.1	2	7.7	0	0.0
京都府	26	15	57.7	3	11.5	6	23.1	2	7.7
大阪府	43	29	67.4	1	2.3	13	30.2	0	0.0
兵庫県	40	12	30.0	5	12.5	20	50.0	3	7.5
奈良県	39	11	28.2	2	5.1	11	28.2	15	38.5
和歌山県	30	5	16.7	3	10.0	10	33.3	12	40.0
鳥取県	19	8	42.1	3	15.8	5	26.3	3	15.8
島根県	21	3	14.3	5	23.8	10	47.6	3	14.3
岡山県	27	11	40.7	6	22.2	8	29.6	2	7.4
広島県	23	12	52.2	8	34.8	2	8.7	1	4.3
山口県	20	15	75.0	2	10.0	2	10.0	1	5.0
徳島県	24	6	25.0	1	4.2	14	58.3	3	12.5
香川県	17	8	47.1	1	5.9	6	35.3	2	11.8
愛媛県	20	3	15.0	3	15.0	12	60.0	2	10.0
高知県	34	5	14.7	5	14.7	21	61.8	3	8.8
福岡県	66	23	34.8	13	19.7	22	33.3	8	12.1
佐賀県	20	6	30.0	3	15.0	11	55.0	0	0.0
長崎県	23	6	26.1	4	17.4	8	34.8	5	21.7
熊本県	47	19	40.4	11	23.4	16	34.0	1	2.1
大分県	18	4	22.2	0	0.0	11	61.1	3	16.7
宮崎県	30	7	23.3	2	6.7	11	36.7	10	33.3
鹿児島県	45	41	91.1	3	6.7	1	2.2	0	0.0
沖縄県	41	7	17.1	7	17.1	18	43.9	9	22.0
集計	1,803	654	36.3	220	12.2	583	32.3	346	19.2

5 施設一覧

(1) 公立図書館一覧

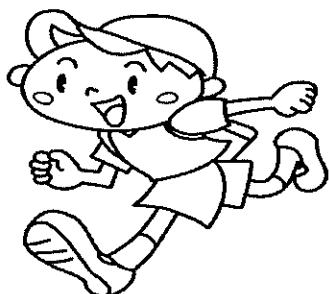
(H21.4.1)

NO	館名	所在地	電話	ホームページアドレス
1	茨城県立図書館	水戸市三の丸 1-5-38	029-221-5569	http://www.lib.pref.ibaraki.jp
2	水戸市立中央図書館	水戸市大町 3-3-20	029-226-3951	http://www.library-mito.jp
3	水戸市立東部図書館	水戸市元吉田町 1973-27	029-248-4051	http://www.library-mito.jp
4	水戸市立西部図書館	水戸市堀町 2311-1	029-255-5651	http://www.library-mito.jp
5	水戸市立見和図書館	水戸市見和 2-500-2	029-350-2051	http://www.library-mito.jp
6	水戸市立常澄図書館	水戸市大串町 2134	029-269-1751	http://www.library-mito.jp
7	日立市立記念図書館	日立市幸町 1-21-1	0294-24-7714	http://www.lib.city.hitachi.lg.jp
8	日立市立多賀図書館	日立市末広町 1-1-4	0294-33-2655	http://www.lib.city.hitachi.lg.jp
9	日立市立十王図書館	日立市十王町友部 202-1	0294-20-2345	http://www.lib.city.hitachi.lg.jp
10	土浦市立図書館	土浦市文京町 9-2	029-822-3389	http://t-lib.jp/
11	古河市古河図書館	古河市東三丁目 7-19	0280-32-5299	http://www.city.koga.ibaraki.jp/toshokan
12	古河市三和図書館	古河市仁連 2042-1	0280-75-1511	http://www.city.koga.ibaraki.jp/toshokan
13	石岡市立中央図書館	石岡市若宮 1-6-31	0299-24-1507	http://city.ishioka.lg.jp/library/index.htm
14	ゆうき図書館	結城市国府町 1-1-1	0296-34-0150	http://www.lib-yuki.net
15	龍ヶ崎市立中央図書館	龍ヶ崎市馴馬町 2630	0297-64-2202	http://tosyo.city.ryugasaki.ibaraki.jp
16	下妻市立図書館	下妻市大字砂沼新田 35-1	0296-43-8811	http://www.lib.shimotsuma.ibaraki.jp/
17	常総市立図書館	常総市水海道天満町 1606	0297-23-5556	http://www.josolib.jp/
18	常陸太田市立図書館	常陸太田市中城町 3282	0294-72-5555	http://www.lib.hitachioti.ibaraki.jp/
19	高萩市立図書館	高萩市高萩 8-1	0293-23-7174	http://www.jsdi.or.jp/taka-lib
20	北茨城市立図書館	北茨城市磯原町本町 1-4-2	0293-42-1451	http://www.ibakei.ne.jp/kitatosho
21	笠間市立笠間図書館	笠間市石井 2023-1	0296-72-5046	http://lib.city.kasama.ibaraki.jp/
22	笠間市立友部図書館	笠間市平町 2084	0296-78-1200	http://www.lib.tomobe.ibaraki.jp/
23	笠間市立岩間図書館	笠間市下郷 4407	0299-45-2082	http://ed.city.kasama.ibaraki.jp/-iwamalib/
24	取手市立取手図書館	取手市取手 1-12-16	0297-74-8361	http://www.toride-toshokan.jp/
25	取手市立ふじしろ図書館	取手市藤代 45	0297-70-8181	http://www.toride-toshokan.jp/
26	牛久市立中央図書館	牛久市柏田町 3304-1	029-871-1400	http://library.city.ushiku.ibaraki.jp/
27	牛久市立中央図書館エスカーデ分館	牛久市牛久町 280	029-873-2111	http://library.city.ushiku.ibaraki.jp/
28	つくば市立中央図書館	つくば市吾妻 2-8	029-856-4311	http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/lib/
29	ひたちなか市立中央図書館	ひたちなか市元町 5-3	029-273-2247	http://www.lib.hitachinaka.ibaraki.jp
30	ひたちなか市立那珂湊図書館	ひたちなか市鍛冶屋董 3566	029-263-5499	http://www.lib.hitachinaka.ibaraki.jp
31	ひたちなか市立佐野図書館	ひたちなか市高場 1362-1	029-270-3811	http://www.lib.hitachinaka.ibaraki.jp
32	鹿嶋市立中央図書館	鹿嶋市宮中 2398-1	0299-83-2510	http://opac.city.kashima.ibaraki.jp/index.html
33	潮来市立図書館	潮来市牛堀 289	0299-80-3311	http://lib.itako.ed.jp
34	守谷中央図書館	守谷市大柏 937-2	0297-45-1000	http://www.lib.moriya.ibaraki.jp
35	常陸大宮市立図書情報館	常陸大宮市中富町 3135-6	0295-53-7300	http://www.city.hitachioniya.lg.jp/
36	那珂市立図書館	那珂市菅谷 2995-1	029-352-1177	http://www.lib.city.naka.ibaraki.jp
37	筑西市立中央図書館	筑西市下岡崎 1-11-1	0296-24-3530	http://library.chikusei.lg.jp/
38	筑西市立明野図書館	筑西市海老ヶ島 2120-7	0296-52-2466	http://www.library-akeno.jp/
39	坂東市立岩井図書館	坂東市岩井 5082	0297-36-1300	http://www.city.bando.lg.jp/facilities/culture/library/iwai/index.html
40	坂東市立猿島図書館	坂東市山 2726	0280-88-8700	http://www.city.bando.lg.jp/facilities/culture/library/sashima/index.html
41	稻敷市立図書館	稻敷市八千石 18-1	0299-79-3111	http://www.city.inashiki.lg.jp
42	かすみがうら市立図書館	かすみがうら市深谷 3719-1	029-897-0647	http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/
43	かすみがうら市立図書館千代田分館	かすみがうら市上佐谷 991-5	0299-59-5252	http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/
44	神栖市立中央図書館	神栖市大野原 4-8-1	0299-92-3746	http://www.kamisu-toshio.jp
45	神栖市立うすも図書館	神栖市知手中央 7-1-6	0299-90-5302	http://www.kamisu-toshio.jp
46	行方市立図書館	行方市玉造乙 1175	0299-55-1495	http://www.city.namegata.ibaraki.jp/toshokan/
47	鉾田市立図書館	鉾田市鉾田 1444-1	0291-33-2020	http://www.lib-hokota.jp/
48	つくばみらい市立図書館	つくばみらい市福田 623	0297-58-3710	http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/library/index.htm
49	小美玉市小川図書館	小美玉市小川 1664-2	0299-58-5828	http://t-lib.city.omitama.lg.jp/
50	小美玉市玉里図書館	小美玉市高崎 291-3	0299-26-9111	http://t-lib.city.omitama.lg.jp/
51	茨城町立図書館	東茨城郡茨城町小堤 1037-1	029-240-7131	http://www.lib.t-ibaraki.jp
52	城里町立桂図書館	東茨城郡城里町阿波山 173-2	029-289-4946	http://lib.town.shirosato.ibaraki.jp/
53	東海村立図書館	那珂郡東海村船場 768	029-282-3435	http://lib.town.shirosato.ibaraki.jp/
54	阿見町立図書館	稲敷郡阿見町若栗 1838-24	029-887-6331	http://www.town.ami.ibaraki.jp/toshokan/ami-library_index.htm
55	八千代町立図書館	結城郡八千代町菅谷 561-1	0296-48-4646	http://library.town.yachiyo.ibaraki.jp/
56	利根町図書館	北相馬郡利根町下曾根 278-1	0297-68-8868	http://www1.ocn.ne.jp/~tone-lib/

(2) 公民館図書室一覧

NO	館 名	所 在 地	電 話
1	大洗町中央公民館	東茨城郡大洗町磯浜町 6881-88	029-267-0230
2	大子町立中央公民館別館ブチソフィア	久慈郡大子町池田 2716 - 2	0295-72-6123
3	美浦村中央公民館	稲敷郡美浦村受領 1460 - 1	029-885-4451
4	河内町中央公民館	稲敷郡河内町長竿 3689 - 1	0297-84-2843
5	桜川市岩瀬中央公民館	桜川市東桜川 1 - 21 - 1	0296-75-0344
6	桜川市真壁中央公民館	桜川市真壁町真壁 198	0296-55-0159
7	桜川市大和中央公民館	桜川市羽田 1028 - 1	0296-58-7117
8	五霞町中央公民館	猿島郡五霞町小福田 148-1	0280-84-1460
9	境町中央公民館	猿島郡境町 395 - 1	0280-81-1340

(注) 本一覧は、図書館未設置市町村におけるものである。



(3) 児童館一覧

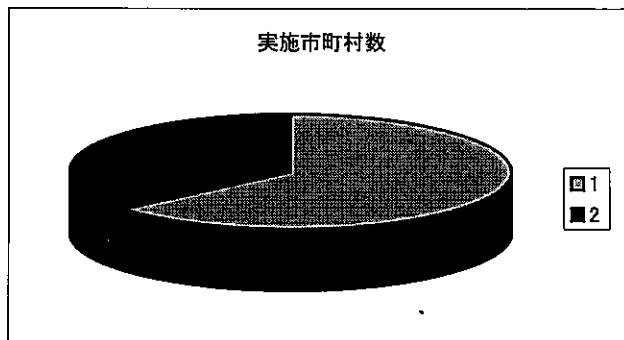
NO	館名	所在地	電話
1	茨城県立児童センターこどもの城	東茨城郡大洗町磯浜町 8249 - 4	029-266-3044
2	ふれあいの館	水戸市平須町 1824 - 243	029-243-8940
3	児童館こどもの園	水戸市見和 2 - 200 - 6	029-252-2583
4	日立市かしま児童館（児童センター）	日立市鹿島町 2 - 4 - 10	0294-22-5581
5	日立市すえひろ児童館	日立市末広町 1 - 1 - 6	0294-34-1912
6	土浦市都和児童館	土浦市板谷 2 - 712 - 9	029-832-3112
7	土浦市ボプラ児童館	土浦市烏山 2 - 530 - 394	029-841-3212
8	石岡市児童館	石岡市府中 5 - 7 - 33	0299-22-3858
9	石岡市児童センター	石岡市旭台 3 - 9 - 21	0299-26-3678
10	しみず児童館	下妻市高道祖 60 - 2	0296-44-3486
11	つくば市立竹園東児童館	つくば市竹園 3 - 18 - 1	029-851-5802
12	つくば市立並木児童館	つくば市並木 4 - 2 - 3	029-851-5331
13	つくば市立吾妻西児童館	つくば市吾妻 2 - 5 - 4	029-851-8141
14	つくば市立栄児童館	つくば市横町 127 - 4	029-857-4206
15	つくば市立九重児童館	つくば市上ノ室 2094	029-857-4631
16	つくば市立吾妻東児童館	つくば市吾妻 4 - 12	029-852-7858
17	つくば市立桜南児童館	つくば市並木 4 - 7 - 3	029-858-0791
18	つくば市立手代木南児童館	つくば市松代 4 - 15 - 1	029-852-0670
19	つくば市立小田児童館	つくば市小田 2410	029-867-1190
20	つくば市立二の宮児童館	つくば市二の宮 4 - 9 - 2	029-855-6091
21	つくば市立竹園西児童館	つくば市竹園 2 - 19 - 2	029-852-5039
22	つくば市立吉沼児童館	つくば市吉沼 814 - 1	029-865-2070
23	つくば市立松代児童館	つくば市松代 2 - 21 - 2	029-855-6110
24	つくば市立谷田部児童館	つくば市谷田部 4715	029-836-0611
25	つくば市立上郷児童館	つくば市上郷 2270 - 1	029-847-5546
26	つくば市立茎崎児童センター	つくば市小茎 1793	029-840-1321
27	つくば市立東児童館	つくば市東 2 - 24 - 1	029-851-4801
28	ひたちなか市立那珂湊児童館	ひたちなか市栄町 1 - 10 - 18	029-263-2492
29	守谷市立守谷児童館	守谷市久保ヶ丘 4 - 28 - 24	0297-45-2278
30	鳳来会児童館	筑西市甲 68 - 2	0296-22-4222
31	坂東市児童福祉センター	坂東市岩井 4326 - 1	0297-35-8844
32	坂東市猿島児童館	坂東市逆井 884 - 3	0297-44-3151
33	かすみがうら市立稲吉児童館	かすみがうら市稲吉 2 - 6 - 5	029-832-1022
34	かすみがうら市立大塚児童館	かすみがうら市下稲吉 1868 - 22	0299-59-4088
35	神栖市立大野原児童館	神栖市息栖 3843	0299-92-7192
36	神栖市立知手児童館	神栖市知手中央 3 - 10 - 32	0299-96-5069
37	神栖市立軽部児童館	神栖市溝口 5821	0299-97-0360
38	神栖市立平泉児童センター	神栖市平泉 2783 - 3	0299-93-8820
39	神栖市波崎西児童館	神栖市波崎 9301-1	0479-44-8788
40	神栖市子どもセンター	神栖市土合本町 3 - 9809 - 14	0479-48-1112
41	桜川市立飯塚児童館	桜川市真壁町飯塚 1	0296-58-5111
42	桜川市立上小幡児童館	桜川市真壁町上小幡 1156	0296-58-5111
43	ひまわり児童館	鉾田市串挽 1381 - 2	0291-32-4146
44	常総市立水海道児童センター	常総市水海道天満町 4678	0297-23-1902
45	常総市立三坂児童館	常総市三坂町 402 - 1	0297-22-7937
46	東海村総合福祉センター児童センター	那珂郡東海村村松 2005	029-306-1017
47	美浦村立大谷時計台児童館	稻敷郡美浦村大字興津 324	029-885-0597
48	美浦村立木原城山児童館	稻敷郡美浦村木原字大畑 1578 - 5	029-885-1064
49	阿見町学校区児童館	稻敷郡阿見町中央 1 - 3 - 4	029-887-4093
50	阿見町二区児童館	稻敷郡阿見町荒川沖 1696 - 2	029-843-3282
51	土浦市立新治児童館	土浦市本郷 347 - 1	029-862-4403
52	ごか西児童館	猿島郡五霞町元栗橋 916 - 5	0280-84-2321
53	ごか南児童館	猿島郡五霞町宿台 4 - 25 - 9	0280-84-3546

6 市町村におけるブックスタート事業実施状況

(平成21年8月現在)

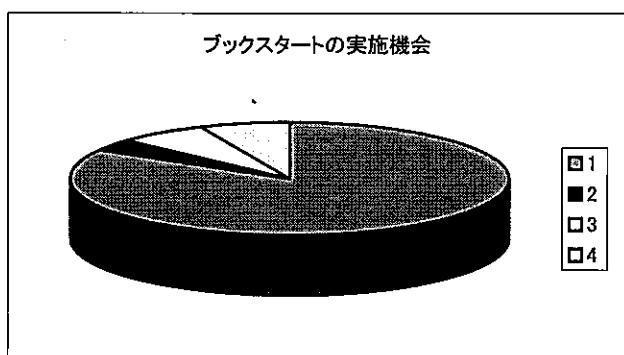
(1) 実施市町村数 (市町村)

1実施している	28	64%
2実施していない	16	36%



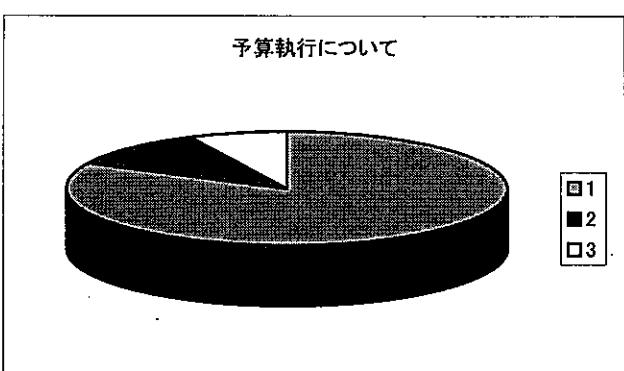
(2) 実施機会について (市町村)

1定期健康診断時	25	89%
2予防接種時	1	3%
3乳児全戸訪問時	2	7%
4図書館事業	2	7%



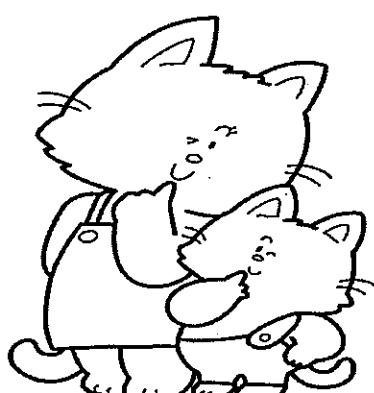
(3) 予算執行について (市町村)

1教育費	23	82%
2福祉費	3	11%
3その他(保健衛生費)	2	7%



(4) 予算について

1市町村平均 約780千円



7 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子どもの読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

（平成13年12月12日公布）

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会における附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

8 文字・活字文化振興法

平成十七年七月二十九日 法律第九十一号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一條 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

9 国民読書年に関する決議

衆議院本会議

国民読書年に関する決議（第一六九回国会、決議第二号）

平成20年6月6日

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年（西暦一九九九年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採決、平成十三年（西暦二〇〇一年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年（西暦二〇〇五年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書活動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年（西暦二〇一〇年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

（笹川堯君外十二名提出）

参議院本会議

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穣で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言わされて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(西岡武夫君外六名発議)

10 学校図書館法

昭和 28 年 8 月 8 日法律 185 号
改正昭和 33 年 5 月 6 日法律 136 号
改正昭和 41 年 6 月 30 日法律 98 号
改正平成 9 年 6 月 11 日法律 76 号
改正平成 10 年 6 月 12 日法律 101 号
改正平成 11 年 12 月 22 日法律 160 号
改正平成 13 年 3 月 30 日法律 9 号
改正平成 15 年 7 月 16 日法律 117 号
改正平成 18 年 6 月 21 日法律 80 号
改正平成 19 年 6 月 27 日法律 96 号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならぬ。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るために左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 (妙)

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

11 学校図書館図書標準（文部科学省）

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたものである。

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3~6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

ウ 特別支援学校（小学部）

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400	2,400
2	2,600	2,520
3~6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

※ 視覚障害を含めた複数の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校の蔵書冊数については、当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして①又は②の表を適用して得た蔵書冊数を、視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び視覚障害以外の障害のある児童に対する教育を行う学級の数により加重平均した蔵書冊数とする（端数があるときは四捨五入）。

エ 特別支援学校（中学部）

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1~2	4,800	4,800
3~6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

※ 視覚障害を含めた複数の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校の蔵書冊数については、当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして①又は②の表を適用して得た蔵書冊数を、視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び視覚障害以外の障害のある生徒に対する教育を行う学級の数により加重平均した蔵書冊数とする（端数があるときは四捨五入）。

※ 例えば、小学校で18学級の場合 10,360冊
 中学校で15学級の場合 12,160冊
 特別支援学校小学部①で15学級の場合 4,651冊
 特別支援学校小学部②で8学級の場合 3,128冊
 特別支援学校中学部①で15学級の場合 7,254冊
 特別支援学校中学部②で8学級の場合 5,536冊

小・中学校の学校図書館図書標準算定表

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2, 400
2	3, 000
3	3, 520
4	4, 040
5	4, 560
6	5, 080
7	5, 560
8	6, 040
9	6, 520
10	7, 000
11	7, 480
12	7, 960
13	8, 360
14	8, 760
15	9, 160
16	9, 560
17	9, 960
18	10, 360
19	10, 560
20	10, 760
21	10, 960
22	11, 160
23	11, 360
24	11, 560
25	11, 760
26	11, 960
27	12, 160
28	12, 360
29	12, 560
30	12, 760

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1	4, 800
2	4, 800
3	5, 440
4	6, 080
5	6, 720
6	7, 360
7	7, 920
8	8, 480
9	9, 040
10	9, 600
11	10, 160
12	10, 720
13	11, 200
14	11, 680
15	12, 160
16	12, 640
17	13, 120
18	13, 600
19	13, 920
20	14, 240
21	14, 560
22	14, 880
23	15, 200
24	15, 520
25	15, 840
26	16, 160
27	16, 480
28	16, 800
29	17, 120
30	17, 440



12 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）（抜粋）

平成20年2月19日 中央教育審議会

＜第1部＞今後の生涯学習の振興方策について

4 具体の方策

（1）国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える－

② 多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備

（社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実）

○ 住民の地域社会への貢献やコミュニティづくりへの意識を高め、地域独自の課題や公共の課題に対応するなど、民間事業者等によっては提供されにくい分野の学習を支援するため、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設の機能強化が望まれる。各施設の具体的な役割等については後述するが、例えば、住民の主体的な地域課題への取組や、社会の要請が高い分野の学習、家庭教育に関する学習等を行う学習拠点として位置付け、またその際には情報通信技術を活用するなどし、地域社会における課題解決の機能を総合的に確保することが重要である。

（情報通信技術の活用）

○ また、図書館や博物館についても、例えば、資料のデジタル・アーカイブ化等の情報通信技術の発展に対応した規定を法令上設けることが必要ではないかとの指摘がなされている。これらの指摘についても、生涯学習社会の実現に向けた社会教育施設の機能の向上の観点から重要なことを踏まえつつ、引き続き検討する必要がある。

（2）社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり－

（地域の教育力向上のための社会教育施設の活用）

○ 図書館においては、レファレンスサービスの充実と利用の促進を図ることはもとより、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上の問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。特に近年、ホームページを開設し、横断検索システムの活用等コンテンツの充実を図っている図書館が増加傾向にあり、今後、さらなる充実を図ることのよって、多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」を目指すことも重要である。また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことも重要である。

＜第2部＞施策を推進するに当たっての行政の在り方

2 今後の行政等の在り方－生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

（2）社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

○ また、図書館についても、国民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で、その果たすべき役割は極めて大きい。図書館が従来より担ってきた役割、すなわち、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加え、特に近年は、地域が抱える課題の解決や医療・健

康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことも求められている。図書館は、社会教育施設の中でも利用度が高く、いわば地域の「知の拠点」であり、その質量両面における充実が図られるべきであり、特に図書館未設置の市町村にあっては、住民のニーズを踏まえ、今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを期待したい。改正教育基本法はもちろん、旧教育基本法にあっても、地方公共団体は図書館等の設置により教育の目的の実現に努めなければならないとされていたことを想起すべきである。

- また、図書館や博物館が家庭教育の支援のための活動を一層充実させるために、家庭教育の向上に資する活動を行う者を図書館協議会や博物館協議会の委員にできるよう法令上明確に定めることが考えられる。
- なお、これらの社会教育施設が自らの運営状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、組織的・継続的に施設の運営の改善を図ることにより、その水準の向上を図るよう努めることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「P D C A サイクル」）の着実な実施は、社会教育施設についても求められるものである。また、その情報が地域住民をはじめとする関係者に情報提供されることは、地域における連携を促進するものである。

のことから、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について、それぞれが実施する教育活動等の運営状況に関する自己評価、それに基づいて改善を図る努力義務及び地域住民等の関係者に対し情報提供の努力義務を課すことが求められる。なお、自己評価を行う際は、可能な限り、外部の視点を入れた評価が望まれる。

（3）生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

（司書等の在り方）

- 図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補には、図書館等の資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の従来からの業務とともに、地域が抱える課題の解決や行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子どもの学校教育外の自主的な学習の支援等のニーズに対応し、地域住民が図書館を地域の知的資源として活用し、様々な学習活動を行っていくことを支援していくことが求められている。そのため、司書及び司書補が、時代の要請に応じ、住民の学習ニーズに適切に対応できる能力を養うため、その資格取得要件の見直しや資質の向上を図るための研修の充実等が必要との指摘がなされている。
- このため、具体的な方策の一つとしては、司書の資格要件として大学において履修すべき図書館に関する科目について法令上明確に定めること等が考えられる。なお、司書等が現代的課題に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、司書講習及び大学における司書養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しについては、今後引き続き検討する必要がある。

- さらに、司書補の資格要件については、幅広く多様な人材を育成する上で、その資格要件を緩和することが適当であるとの指摘がなされているところである。この観点から現行制度を見直す場合に、同様の資格試験において受験資格として高等学校卒業程度認定試験の合格者を対象としていない例は少ないとからも、司書補について高等学校卒業程度認定試験の合格者等、大学に入学することのできる者を対象とすることが適当である。
- このほか、多様化、高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るために、司書及び司書補の研修の充実は重要である。このため、国、都道府県、図書館関係団体等でそれぞれ実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に研修体制の整備を図っていくことが必要であり、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が司書及び司書補の研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、図書館も自らの事業として、司書研修や研究会の実施に努めるとともに、図書館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や図書館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。

いばらき子ども読書活動推進計画（第二次推進計画）

平成22年1月

**発行 茨城県教育庁生涯学習課
茨城県水戸市笠原町978番6 〒310-8588
電話（029）301-5318**

「いばらき子ども読書活動推進計画」（第二次推進計画）【概要】

1 主旨及び目的

子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、情報化の進展など、子どもを取り巻く社会環境の急速な変化や、子どもの文字・活字離れ、読書離れなどが懸念されている中、国の基本計画の改定を受け、平成16年3月に策定した本県の「いばらき子ども読書活動推進計画」のこの5年間の成果や課題等を踏まえ、同推進計画の改定を行う。

2 改定のポイント（今後5年間に推進する施策等）

(1) 家庭・地域・学校における取組の明確化

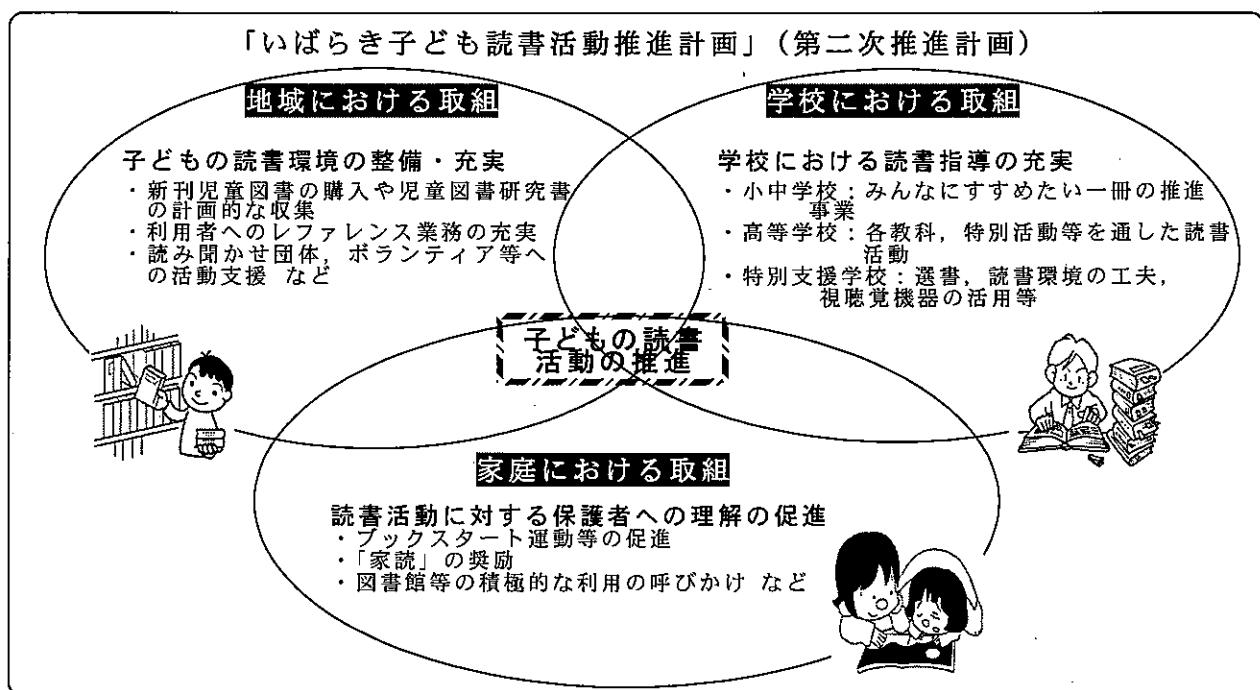
改定のポイント	家庭	地域	学校
読書活動に対する保護者への理解の促進	子どもの読書環境の整備・充実	読書指導の充実	
○家庭における読書活動への支援 ・ブックスタート運動等の促進 ・「家読」の奨励 ・「ノーテレビデー・ノーゲームデー」の積極的な取組への働きかけ ・図書館等の積極的な利用の呼びかけ	○図書館等における読書環境整備・充実 ・新刊児童図書の購入や児童図書研究書の計画的な収集 ・利用者へのレファレンス業務の充実 ・図書館間の連携協力の支援 ・図書館司書、司書教諭等の専門的技術力等の資質向上 ○団体等への支援 ・読み聞かせ団体、ボランティア等への活動支援 ・児童館や子育て支援センター等での読書活動への支援	○学校図書館の読書環境の整備の充実 ・読書活動推進のための教職員の意識高揚 ・読書習慣の確立（朝の読書等）への働きかけ ・「みんなにすすめたい一冊の本」の活用と奨励 ・学校司書配置への働きかけ	

(2) 読書活動の推進のための数値目標の設定

- 県内図書館の児童図書貸出冊数
14,590,000冊（20年度）→ 6,000,000冊（25年度）
- 市町村のブックスタート事業の実施数
28市町（21年度）→ 44市町村（25年度）
- 市町村の「子ども読書活動推進計画」策定数
15市町（21年度）→ 44市町村（25年度）

3 計画期間

平成21年度からおおむね5年間



4 その他

平成22年「国民読書年」（平成20年国会決議）